

○厚生労働省告示第百三十八号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣 長妻 昭

第3章 医療観察訪問看護

通則

訪問看護事業型指定通院医療機関が、医療観察訪問看護を行った場合、その費用は、1により算定される点数に2又は3により算定される点数を加えた点数とする。

1 医療観察訪問看護基本料

イ 医療観察訪問看護基本料（I） 555点

ロ 医療観察訪問看護基本料（II） 160点

注1 医療観察訪問看護基本料（I）については、通院対象者又は家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注2 医療観察訪問看護基本料（II）については、通院対象者であって、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホーム並びに同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた精神障害者社会復帰施設に入所してい

る複数のもので対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者に係る通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注 3 注 1 に規定する場合であつて、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等又は准看護師と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合 430点

ロ 看護師等が他の准看護師と同時に医療観察訪問看護を行った場合 380点

注 4 注 2 に規定する場合であつて、医療観察訪問看護の時間が3時間を超えた場合は、3時間を超えた時間について、5時間を限度として、1時間又はその端数を増すごとに所定点数に40点を加算する。

注 5 医療観察訪問看護基本料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定している当該月にあつては週5回を、それ以外の場合にあつては週3回をそれぞれ限度として算定する。

注 6 医療観察訪問看護に要した交通費は、患者の負担とする。

注 7 訪問看護事業型指定通院医療機関による医療観察訪問看護と指定通院医療機関（令第1条各号に掲げるものを除く。）による医療観察精神科訪問看護・指導が同一月に混在して行われる場合は、同一日に双方が実施することのないよう十分に調整すること。また、医療観察訪問看護基本料と医療観察精神科訪問看護・指導料の算定回数の合計が、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあつては週5回を、それ以外の場合にあつては週3回をそれぞれ限度とすること。

2 医療観察訪問看護管理料

イ 月の初日の訪問の場合 730点

ロ 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき） 295点

注1 医療観察訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護事業型指定通院医療機関が、通院対象者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を法第106条による精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に対して提出するとともに、当該通院対象者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、所定点数を算定する。

注2 医療観察訪問看護管理料は、1月に12日までを限度とし、算定する。

3 医療観察訪問看護情報提供料 200点

注 ケア会議に訪問看護事業型指定通院医療機関の職員が出席し、法第91条の規定に基づき通院対象者の適切な処遇のため精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うため、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者に係る看護又は療養上必要な指導についての情報提供等を行った場合、ケア会議の開催の都度、算定する。